

○東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則

昭和49年12月27日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市こども医療費支給に関する条例（昭和49年東松山市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 条例第6条第3項に規定する保険医療機関等は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けている者
- (3) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師

(受給資格の登録)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める申請書は、様式第1号によるこども医療費受給資格登録申請書兼受給者台帳とし、次に掲げる書類等を添えて提出しなければならない。

- (1) 対象となるこどもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証

又は加入者証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(受給資格証の交付及び有効期間)

第4条 条例第6条第2項に規定する資格証は、様式第2号のこども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）とする。

2 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号のこども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 受給資格証の有効期間は、前条の規定による申請があった日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する日を有効期間の始期とする。

(1) 条例第3条に規定する対象児（以下「対象児」という。）が出生その他受給資格が発生した後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に保護者から前条の規定による登録申請がされたとき 出生その他受給資格が発生した日

(2) 対象児が他の市町村から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に保護者から前条の規定による登録申請がされたとき 他の市町村からの転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により前条の規定による登録申請をすることができなかつた場合であつて、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由が発生した日

(受給資格証の提示)

第5条 前条第1項の受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、その保護するこどもについて医療を受けるときは、医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(却下通知)

第6条 条例第6条第2項の規定により認定を不相当としたときは、様式第4号によるこども医療費受給資格者登録申請却下通知書により、申請者に通知するものとする。

(支給の申請)

第7条 条例第5条に規定する支給の申請は、様式第5号によるこども医療費支給申請書によらなければならない。

2 条例第5条第2項ただし書に規定する一指定医療機関等につき規則で定める額は、21,000円とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、様式第6号によるこども医療費支給決定通知書を申請者に通知するものとする。

(支給の時期)

第9条 市長は、第7条の規定に基づき申請があったときは速やかに、前条の規定により決定した医療費を申請者に支給するものとする。この場合において当該申請者の死亡等により申請者に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、次の各号に該当したときは、様式第7号によるこども医療費受給資格喪失届を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格者又は対象児が死亡したとき。

(2) 条例第3条に規定する対象児又は受給資格者としての要件が消滅したとき。

2 受給資格者は、自己又はその保護するこどもについて、住所の変更又は加入保険の変更があったときは、様式第8号によるこども医療費受給資格内容等変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

(受給資格の喪失)

第 11 条 市長は、受給資格者若しくは対象児としての要件が消滅したと認め  
た者又は受給資格者若しくは対象児としての要件に該当しなくなったと認め  
た者に対し、様式第 9 号のこども医療費受給資格喪失通知書により通知する  
ものとする。ただし、受給資格者又は対象児が死亡した場合は、この限りで  
ない。

2 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に  
返還しなければならない。

(支給金の返還)

第 12 条 条例第 8 条の規定による支給金の返還は、様式第 10 号のこども医  
療費支給金返還通知書により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 東松山市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年東松山市規  
則第 23 号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 12 月 20 日規則第 20 号）

この規則は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 1 日規則第 22 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。  
(東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部改  
正)
- 2 東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成 4 年  
東松山市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 6 年 9 月 30 日規則第 29 号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日規則第12号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月1日規則第22号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年6月22日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市難病患者医療費の助成に関する条例施行規則等の規定に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成12年3月31日規則第27号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済の帳票については、当分の間使用できるものとみなす。

附 則（平成13年3月12日規則第15号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日規則第63号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済の帳票については、当分の

間使用できるものとする。

- 3 この規則の施行の際、既に交付された乳幼児医療費受給資格証（様式第2号）については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成13年10月19日規則第71号）

- 1 この規則は、平成13年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済の帳票については、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成14年10月8日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成17年10月11日規則第66号）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済みの帳票については、必要な訂正をし、当分の間使用できるものとする。

附 則（平成19年2月26日規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき既に印刷済の帳票について、残存する帳票は必要な調整の後、使用できるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている子ども医療費受給資格証及び子ども医療費支給申請書の用紙は、この規則の規定に関わらず、当分の間、必要な事項を修正して使用することができる。

附 則（平成20年3月17日規則第29号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日規則第42号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月14日規則第1号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月26日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第2号の規定により交付されている子ども医療費受給資格証は、改正後の様式第2号の規定により交付された子ども医療費受給資格証とみなす。

附 則（平成27年12月28日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の規定に基づき既に印刷済みの用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の東松山市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の東松山市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の東松山市職員駐車場使用規則、第6条の規定による改正前の東松山市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の東松山市分担金徴収条例施行規則、第8条の規定による改正前の東松山市市民福祉センター条例施行規則、第9条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、第10条の規定による改正前の東松山市生活保護法施行細則、第11条の規定による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の東松山市保育園設置及び管理条例施行規則、第13条の規定による改正前の東松山市特定教育・保育施設等利用者負担金額に関する規則、第14条の規定による改正前の東松山市家庭的保育事業等設置認可等規則、第15条の規定による改正前の東松山市保育施設の利用調整等に関する規則、第16条の規定による改正前の東松山市児童手当事務処理規則、第17条の規定による改正前の東松山市子ども手当事務処理規則、第18条の規定による改正前の東松山市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当事務処理規則、第19条の規定による改正前の東松山市放課後児童クラブ条例施行規則、第20条の規定による改正前の東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則、第22条の規定



による改正前の東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則、第 23 条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 24 条の規定による改正前の東松山市基準該当障害福祉サービス及び基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則、第 25 条の規定による改正前の東松山市身体障害者福祉法施行細則、第 26 条の規定による改正前の東松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則、第 27 条の規定による改正前の東松山市障害者就労支援センター条例施行規則、第 28 条の規定による改正前の東松山市難病患者見舞金支給条例施行規則、第 29 条の規定による改正前の東松山市ホームヘルプサービス等手数料条例施行規則、第 30 条の規定による改正前の東松山市老人福祉法施行細則、第 31 条の規定による改正前の東松山市後期高齢者医療に関する条例施行規則、第 32 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険に関する規則、第 33 条の規定による改正前の東松山市国民健康保険税条例施行規則、第 34 条の規定による改正前の東松山市介護保険条例施行規則、第 35 条の規定による改正前の東松山市母子保健法施行細則、第 36 条の規定による改正前の東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第 37 条の規定による改正前の東松山市空き地の環境保全に関する条例施行規則、第 38 条の規定による改正前の東松山市土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例施行規則、第 39 条の規定による改正前の東松山のまちをみんなで美しくする条例施行規則、第 40 条の規定による改正前の東松山市化石と自然の体験館条例施行規則、第 41 条の規定による改正前の東松山市法定外公共物管理条例施行規則、第 42 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度に係る優良宅地認定事務規則、第 43 条の規定による改正前の東松山市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務規則、第 44 条の規定による改正前の東松山市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則、第 45 条の規定による改正前の東松山市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則、第 46 条の規

定による改正前の東松山市土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関する規則、第47条の規定による改正前の東松山市ステーションビル管理規則、第48条の規定による改正前の東松山市箭弓町広場イベントスペース使用規則、第49条の規定による改正前の東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第50条の規定による改正前の東松山市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する規則、第51条の規定による改正前の東松山市知的障害者福祉法施行細則、第52条の規定による改正前の東松山市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則及び第53条の規定による改正前の東松山市障害児通所給付費等の支給等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年3月28日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年8月1日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第5号の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東松山市こども医療費支給に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年3月13日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により作成された文書、様式等については、この規則による改正後の東松山市子ども医療費支給に関する条例施行規則の相当規定により作成されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

受給者番号  
第 号第 子

決 裁	担 当	課 長	受 付	年 月 日
			決 定	年 月 日
			交 付	年 月 日
受給資格の適・否			加 入 保 険	国 保 ・ 社 保
適・否	(理由)		附 加 給 付	有 ・ 無

こども医療費受給資格登録申請書兼受給者台帳

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住所 東松山市  
氏名  
電話(自宅 — — )  
(携帯 — — )

下記のとおり受給資格登録を申請します。

保 護 者	フリガナ		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	個人番号			
	住 所	東松山市	対 象 児 との続柄	
対 象 児	フリガナ		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	個人番号			
加 入 保 険	保 険 者 名		保 険 者 番 号	
	記号・番号		被 保 険 者	
口 座 依 頼 書	東松山市会計管理者 宛て			
	氏名			
	私が、東松山市から受ける支払い金を 年 月 日以降下記の預金口座へ振り込むよう依頼します。			
	記			
	振 込 先 金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 労働金庫	支 店 本 店 出張所	項 目  普通預金
	口 座 番 号	口座名義 カタカナ	(保護者名義)	

様式第2号(第4条関係)

表

こども医療費受給資格証								
公 費 番 号								
受 給 者 番 号								
受給資格者	氏 名						男・女	
	住 所							
対象児	氏 名						男・女	
	生 年 月 日	年 月 日						
有 効 期 間		通院	年	月	日から	年	月	日まで
		入院	年	月	日から	年	月	日まで
年 月 日								
埼玉県東松山市長							印	

## 裏

### 注 意 事 項

- 1 この証は、東松山市子ども医療費支給に関する条例により、保険給付の一部負担金等について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、診療を受けるときに保険証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。
- 3 学校（幼稚園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 市長と協定している病院等で医療を受けるときは、保険給付の一部負担金等について負担はありません。  
ただし、月21,000円以上の場合は、その月の保険給付の一部負担金等の全額を窓口で支払い、子ども医療費支給申請書に病院等の証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 5 市長と協定していない病院等で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金等を窓口で支払い、子ども医療費支給申請書に病院等の証明を受けるか又は領収書を添付し、市役所に提出してください。
- 6 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
  - (1) 受給資格者又は対象児童が死亡したとき。
  - (2) 受給資格者又は対象児童が生活保護を受けるようになったとき。
  - (3) 対象児童が児童福祉法に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所することになったとき。
  - (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に対象児童が委託されることになったとき。
  - (5) 受給資格者及び対象児童の住所を変更したとき又は加入保険に変更があったとき。
  - (6) 振込先の金融機関等を変更するとき。
- 7 この証は、受給資格を喪失したとき、速やかに市役所に返却してください。
- 8 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

様式第3号(第4条関係)

決 裁	担 当	課 長	受 付	年 月 日
			交 付	年 月 日
			受給者番号	

こども医療費受給資格証再交付申請書					
受給資格者	氏 名		生年月日	年 月 日	
	住 所	東松山市		対象児との続柄	
対 象 児	氏 名		生年月日	年 月 日	
	住 所	東松山市			
	加入保険	保 険 者 名			
		保 険 者 番 号			
		記 号 ・ 番 号			
		被 保 険 者			
<p>こども医療費受給資格証を 破 損 したので再交付願いたく申請します。 紛 失</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 東松山市 氏 名 電話(自宅 — — ) (携帯 — — )</p> <p>東松山市長 宛て</p>					

様式第4号(第6条関係)

こども医療費受給資格者登録申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

東松山市長 印

年 月 日付けでこども医療費受給資格者登録の申請がありましたが、審査の結果、次のとおり却下としましたので通知します。

氏 名  
却下とした理由

教 示

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第5号(第7条関係)

子 決 裁 処 理 欄	担 当		課 長	受 付	通 知	支 払
				月 日	月 日	月 日
	診 療 一 部 負 担 金	高 額 療 養 費	附 加 給 付		支 払 額 合 計	
	円	円	円			
	入院時食事療養標準負担額 円× 食= 円	市町村民税非課税 円× 食= 円	(入院4か月以降) 円× 食= 円		円	

<p>こども医療費支給申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東松山市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">住所 東松山市</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話(自宅 — — )</p> <p style="text-align: right;">(携帯 — — )</p> <p>下記のとおり医療費を申請します。なお、市県民税課税台帳の内容確認を行うことに同意します。</p>					
対 象 児	受給者番号		加 入 医 療 保 険	世帯主・被保険者 組合員の氏名	
	フリガナ 氏 名			市町村民税の状況	課税・非課税
	生年月日	年 月 日	記 号 ・ 番 号	記号・番号	
	診療月	年 月分		名 称	

注) 上部申請書欄は、申請者が記入してください。

領 収 書		入院 日	外来 日
<p>¥ _____</p> <p>ただし、 年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 円含む) ……入院時の食事療養に係る標準負担金を含まない……</p>			
保 険 診 療 総 点 数	点	他 法 負 担 分 点 数	点
<p>¥ _____ (算定食数 食)ただし、入院時食事療養標準負担額</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 様</p> <p style="text-align: right;">医療機関等所在地(住所) 名称 氏名</p>			

- 注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。  
2 他法負担分点数欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

様式第6号(第8条関係)

こども医療費支給決定通知書

様

金 額	円
金 融 機 関 名	
振 込 日	
支払内訳	

こども医療費支給について、審査の結果、上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

東松山市長

印

様式第7号(第10条関係)

決 裁	担 当	課 長

受付年月日 年 月 日

<p>こども医療費受給資格喪失届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東松山市長 宛て</p> <p style="text-align: center;">届出人 住 所 東松山市 氏 名 電話(自宅 — — ) (携帯 — — )</p> <p>下記のとおりこども医療費受給資格を喪失したので届けます。</p>				
受給資格者	氏 名			
	住 所	東松山市		
対象児	受給者番号			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
喪失事由発生年月日		年 月 日		
事 由 該当するものを○ で囲んで下さい		<p>ア 受給者が死亡した</p> <p>イ 受給者が対象児を現に養育しなくなった</p> <p>ウ 対象児について、次の事由が生じた</p> <p>(ア) 転出した</p> <p>(イ) 死亡した</p> <p>(ウ) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日に達した</p> <p>(エ) 医療保険の被保険者又は被扶養者でなくなった</p> <p>(オ) 生活保護を受けるようになった</p> <p>(カ) 国又は地方公共団体において医療費を負担する児童福祉施設等に入所した</p> <p>エ その他</p>		

様式第8号(第10条関係)

決 裁	担 当	課 長	受 付	年 月 日
			交 付	年 月 日

こども医療費受給資格内容等変更届				
受 給 者 番 号				
対 象 児 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		新	旧	
変 更 事 項	住 所	東松山市	東松山市	
	加 入 保 険	保 険 者 名		
		保 険 者 番 号		
		記 号 ・ 番 号		
	被 保 険 者			
そ の 他 ( )				
変 更 事 項 発 生 年 月 日	年 月 日			
<p>上記のとおり変更が生じたので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出人 住 所 東松山市 氏 名 電話(自宅 — — ) (携帯 — — )</p> <p>東松山市長 宛て</p>				

様式第9号(第11条関係)

こども医療費受給資格喪失通知書

第 号  
年 月 日

様

東松山市長 印

次のとおりこども医療費の受給資格が喪失したので、通知します。

氏 名	
住 所	
受給資格が喪失した日	
受給資格が喪失した理由	

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第12条関係)

こども医療費支給金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

東松山市長 印

さきに支給したこども医療費について、次のとおり返還してください。

1 返還金

支給年月日	支給金額	返還金額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 納付期限 年 月 日

4 納付場所(方法)

教 示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、東松山市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の通知を受けた日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、東松山市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において東松山市を代表する者は、東松山市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。